誓約書

(宛先) 上田市長

申請者 住所 氏名

上田市空き家バンク利用者引越・改修費用補助金交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 上田市空き家バンク利用者引越・改修費用補助金交付要綱が定める要件をすべて満た していること及び補助事業の実施に当たり当該要綱、補助金等交付規則(平成18年規 則第46号)その他関係法令を遵守すること。
- 2 次の事項に該当した場合は速やかに報告するとともに、当該補助金を返還すること。
- (1) 補助金の交付の対象となった空き家(以下「補助対象空き家」)を、補助金の交付を受けた日から10年以内に取り壊し、又は売却したとき。
- (2) 申請者及びその世帯員全員が補助金の交付を受けた日から、補助対象空き家 10年以内に転出又は転居したとき。
- 3 補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任をもって解決し、上田市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。